

# 【実務経験証明書の不備について】

お申し込みの際の不備が多くなっています。特に下記のような不備が多くなっておりますので、ご確認の上書類を提出してください。また、各施設・事業所におかれましても、下記内容にご留意の上書類作成を頂きますようお願いいたします。

## ○業務期間開始日が資格登録日より前になっていませんか？

別表1の国家資格等の資格に基づく業務の場合、業務期間開始日は、免許証や登録証に記載された「登録年月日」以降でなければ不備となります。

例えば、平成31年4月1日から入職されていても、資格証明書等に記載された登録年月日が平成31年4月26日であれば、業務期間開始日は4月26日からしか認められません。

## ○業務期間は足りていますか？

従事期間は、5年かつ900日の両方を満たす必要があります。900日以上従事日数があっても、期間が5年未満の場合は、受験資格がありません。その逆でも同様です。

## ○具体的業務内容は正しく書かれていますか？

直接的な対人援助業務であることが分かるように記入してください。

別表1の国家資格に基づく業務の場合、例えば介護福祉士であれば「介護福祉士資格に基づく介護業務」。社会福祉士であれば「社会福祉士資格に基づく相談援助業務」と記載する。

別表2の相談援助業務に従事する者の場合は、例えば特別養護老人ホームの生活相談員であれば「(空欄のまま) 資格に基づく生活相談員 (別表2の職種を記入) 業務」と記載し、下記の国家資格・職種名と受験コードNoを別表1・別表2を参照し記載してください。

いずれも施設で使用している役職名ではなく、別表1・2のいずれかの職種での記載をしてください。なお、兼務記載も全て不備となりますので、主たる業務内容を記載してください。

## ○（該当業務在職中の方）事業所の実務経験証明書を添付しましたか？

過去の勤務先における実務経験で業務期間が足りている方や、第21回（平成30年度）～第25回（令和4年度）受験者で受験票による実務経験証明書提出を省略される方でも、現在該当業務に従事している場合は、受験地要件の確認ため必ず在職先の実務経験証明書の提出が必要となります。

## ○訂正印は公印ですか？

実務経験証明書は施設での作成のため、修正箇所があった際は、修正印は公印を使用してください。

個人で作成及び修正する事はできません。

※別表1・2については、受験案内のP11～12か、福島県社会福祉協議会HP→介護支援専門員実務研修受講試験→現在の受験要件を参照してください。

※実務経験証明書の記入注意事項及び記入例については、当該書類の裏面にも記載がありますので、ご覧ください。